
実地指導の実施について

令和5年度

集団指導実施資料(令和6年3月28日)



実地指導について

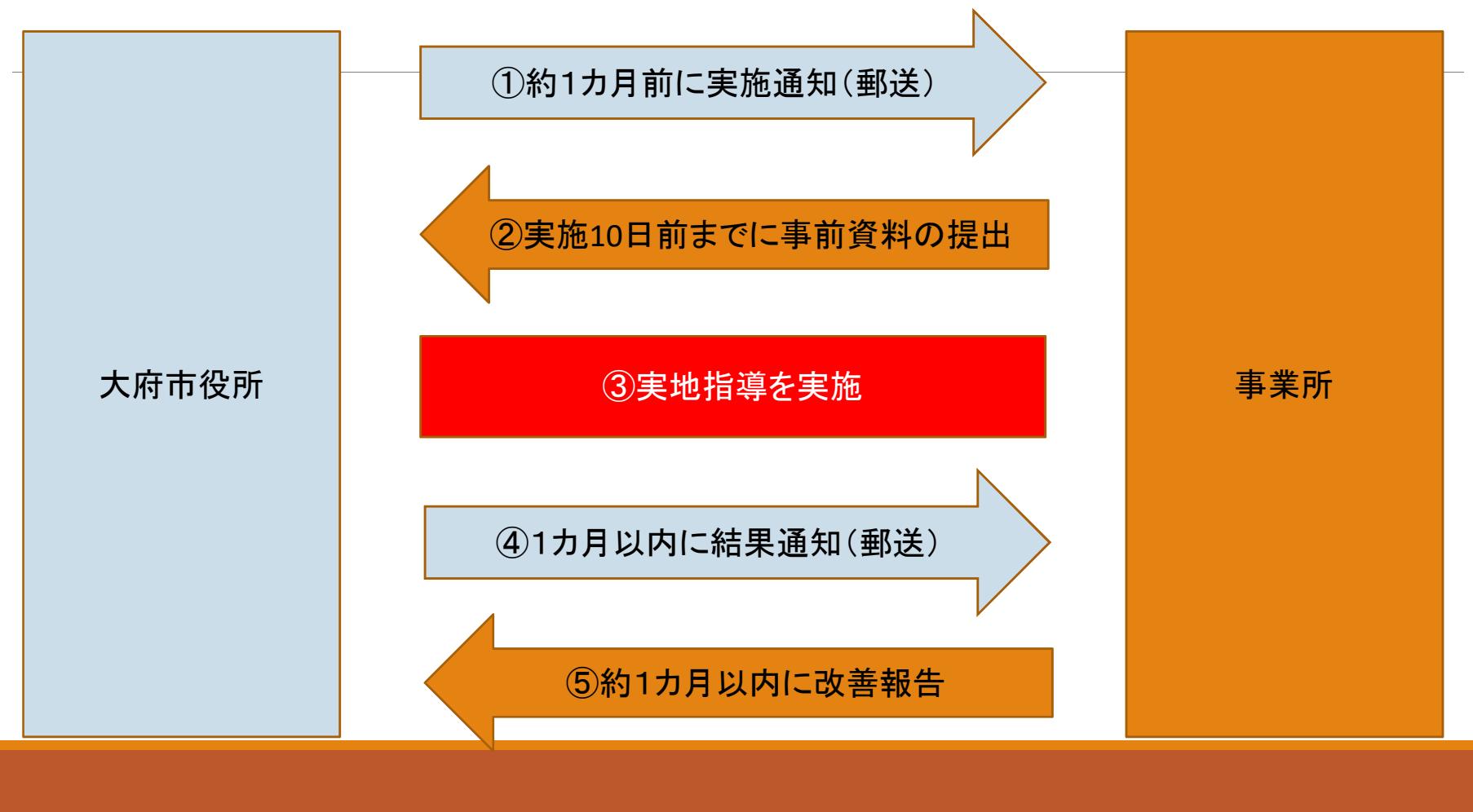
- 指導は、自立支援給付に関する事務等が適切かつ円滑に行われることを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)等の各種法令等に定める基準が遵守されているかを確認します。
- 対象事業所の選定は、1事業所あたり3年に1回を目安として実施します。

実地指導について

- ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合等で、特に指導が必要な事業所には適宜実施することがあります。
- 障害者虐待防止法に基づく虐待の通報があった場合や、運営等について不正行為の通報があった場合にも、適宜実施することがあります。

実地指導について

-
- 実地指導時において、基準違反や報酬の算定誤り等で改善を要すると認められた場合には、後日、文書にて改善事項を指摘し改善報告書の提出を求めます。
 - 報酬の算定誤りがある場合、過去に同様の誤りが無いかを事業者で確認し、自主的に返還をお願いいたします。
 - 返還に限らず、報酬の過誤調整を実施する場合には、事前に高齢障がい支援課障がい福祉係(0562-85-3558)又は子ども未来課子ども支援係(0562-45-6229)へご連絡ください。
 - 事業所においても、関係法令や基準省令について日々の業務の点検をしていただき、誤りがあった場合には、自ら改善していただき、必要に応じて市に対して報告・届出を行ってください。



令和5年度の実施状況

(1) 7事業所・9サービスに対して実地指導を実施(者事業所に限る)

(令和5年4月1日時点の市内事業所数(39事業所・67サービス)に対して
3年毎の実施を行うとして算出)

(2) 主な指摘事項については別資料に掲載しています。

(3) 令和6年度も実地指導を行う予定となっております。